

# 地方公共団体の 個人情報保護制度の検討

令和2年10月  
総務省 自治行政局

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

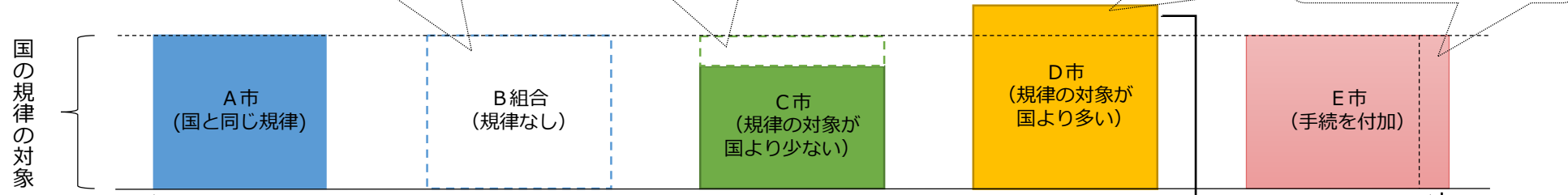
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

## <検討の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
- ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



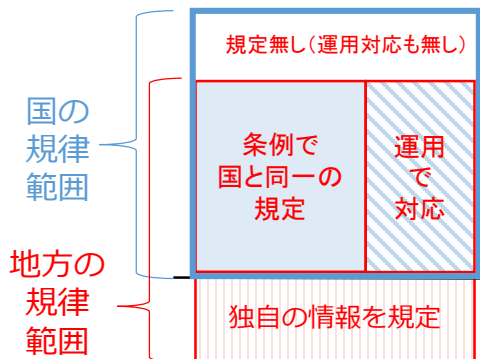
※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

## ＜「要配慮個人情報」の位置付け＞

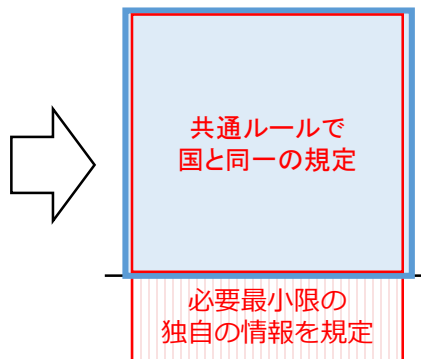
- ・ 個情法及び行個法のいずれにも、**不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する個人情報**として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
<p>行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行個法 2 条 4 項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 病歴 ・ 犯罪歴</li> <li>・ 犯罪被害の事実</li> <li>・ 政令で定める記述等が含まれる個人情報</li> </ul> </li> <li>↓</li> <li>○行個令 4 条 各号                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の機能の障害 ・ 健康診断等の結果</li> <li>・ 医師等の指導・診療・調剤の事実</li> <li>・ 被疑者等としての刑事事件手続の事実</li> <li>・ 少年の保護事件に関する手続の事実</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くは、行個法の「要配慮個人情報」と<b>同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。</b></li> <li>○ 一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは<b>異なる範囲を条例で規定する例がある。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行個法が規定する情報を<b>規定していない</b>（運用上も対象としていない）場合</li> <li>・ 行個法が規定していない<b>独自の情報を規定</b>する場合 （都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定）</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>＜独自に規定する情報の例＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実 等</li> </ul> </div>

### ＜現状＞



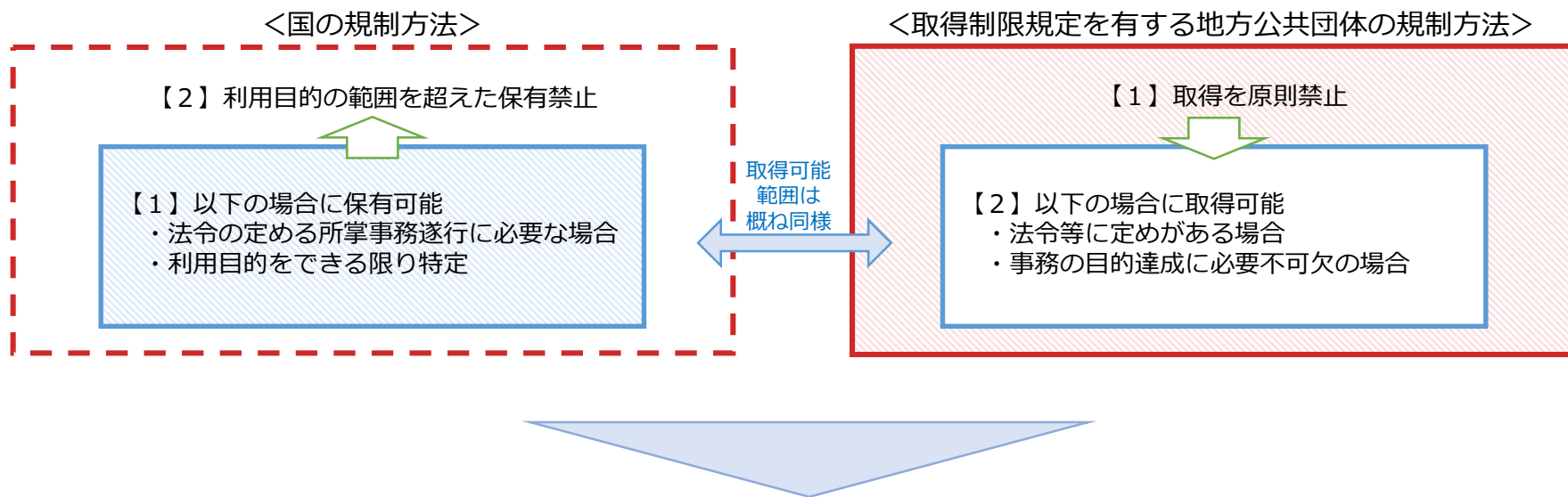
### ＜共通ルールの設定＞



## ■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして**国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。**
- (2) 「要配慮個人情報」として**保護する必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。**

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
要配慮個人情報の保有の制限	<p>○個人情報全般について、取得可能な場合を規定した上で、利用目的の範囲を超える保有を禁止（行個法3条1項・2項）</p> <p>※行個法上「保有」は作成、取得、維持・管理を含む。</p>	<p>○ほとんどの地方公共団体において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮個人情報の取得を原則として禁止しつつ、</li> <li>・限定的に取得を可能とする要件を規定</li> </ul> <p>○取得の要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。</p>



■ 検討の方向性

個人情報全般の保有制限について、共通ルールとして行個法3条1項・2項と同等の規律を導入してはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定める要配慮個人情報の取得制限の目的は達成されるのではないか。）

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	<b>オンライン結合制限規定</b> 有り：1,669団体 無し：119団体

**（行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）**

- 個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、**実態に即しないし、合理性を欠く**
- 利用・提供規定の**運用を必要に応じ厳格に実施することが有効**  
（「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局）

※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）

**（条例のオンライン結合の制限規定の内容）**

- オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。**
- オンライン結合を可能とする要件として、
  - ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」
  - ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）を規定している団体がある。
- オンライン結合を可能とする要件として**審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。**

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

目的外利用・提供の要件		国の制度	地方公共団体の現状
具体的な事由	I 法令に基づくとき	○ (行個法8条1項)	○
	II 本人の同意がある・本人に提供するとき	○ (行個法8条2項1号)	○：1,787団体 ×：1団体
	III 統計の作成・学術研究の目的のために提供するとき	○ (行個法8条2項4号)	○：676団体 ×：1,112団体
	IV 本人以外への提供が明らかに本人の利益になるとき	○ (行個法8条2項4号)	○：461団体 ×：1,327団体
	V I～IV以外の具体的な事由	×	例：人の生命、身体又は財産の保護のため等
その他	VI (内部利用の場合、他の行政機関等に提供する場合で) 相当な理由のあるとき	○ (行個法8条2項2,3号)	【内部利用する場合】 ○：1,358団体 ×：430団体 【他の行政機関等に提供する場合】 ○：1,243団体 ×：545団体
	VII 特別の理由のあるとき	○ (行個法8条2項4号)	【条例列記事項の不足を補う包括規定】 ○：1,258団体 ×：530団体 ※審議会等の意見聴取手続を規定する団体有り

**(条例の目的外利用・提供に関する規定の内容)**

- 例示的に規定している要件について、**具体性の程度に違い**が見られる。(I～VI)
- 多くの団体で**、条例列記事項の不足を補う**包括規定が設けられている**。(VII)
- 包括規定への該当性を判断する手続として、**審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある**。(VII)

■ 検討の方向性

目的外利用・提供について、共通ルールとして**行個法8条と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこと**としてはどうか。(これにより、**地方公共団体が条例で定める目的外利用・提供制限の目的は達成されるのではないか。**)

# 参 考 资 料

## I. 基本的事項について

主な項目	国の制度	地方公共団体の現状
1. 規律の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行個法により規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規律無し：613団体(一部事務組合等)</li> </ul>
2. 対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会・裁判所等を除く行政機関が対象 (行個法2条1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる機関に差が見られる 例：議会を対象としていない：40団体 指定管理者を対象としていない：1,377団体</li> </ul>
<b>3. 個人情報の定義</b>		
3-1. 照合可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的部門(照合可能性)と民間部門(容易照合可能性)とで個人情報の定義が異なる (個情法2条1項1号・行個法2条2項1号)</li> <li>⇒両部門の定義を統一(中間整理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行個法と同様に規定(照合可能性)：1,588団体</li> <li>・個情法と同様に規定(容易照合可能性)：200団体</li> </ul>
3-2. 個人識別符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人識別符号が含まれるものを「個人情報」として規定 (行個法2条2項2号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人識別符号が含まれるものを「個人情報」として規定していない団体：791団体</li> </ul>
3-3. 死者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者に関する情報を「個人情報」として規定：1,029団体</li> </ul>
4. 匿名加工情報/非識別加工情報の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ内容の情報が民間部門(匿名加工情報)で取り扱われるか公的部門(非識別加工情報)で取り扱われるかによって名称が異なる (個情法2条9項・行個法2条8項)</li> <li>⇒名称を統一(中間整理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非識別加工情報についての規定無し：1,777団体</li> </ul>
5. 罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員・受託者に対する罰則有り (行個法53条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する罰則無し：427団体</li> <li>・受託者に対する罰則無し：973団体</li> </ul>



## Ⅱ. 個人情報の取扱い(取得・利用・提供等)について

主な項目	国の制度	地方公共団体の現状
<b>6.個人情報ファイル簿の作成・公表</b>	<p>・一定の要件（本人の数が1,000人以上等）を満たす個人情報ファイルについて、「個人情報ファイル簿」を作成・公表することが義務付けられている。</p> <p style="text-align: right;">(行個法11条)</p>	<p><b>【作成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル簿：534団体</li> <li>・個人情報取扱事務登録簿等（事務単位で作成）：1,466団体</li> <li>・規定無し：84団体</li> </ul> <p><b>【公表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル簿：518団体</li> <li>・個人情報取扱事務登録簿等：1,415団体</li> <li>・規定無し：134団体</li> </ul>
<b>7.医療・学術機関等への民間規律の適用</b>	<p>・民間部門において同種の業務を行う法人との間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等、本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいものについては、原則として、民間事業者と同様の規律を適用する方向</p> <p>・行政機関に準ずる立場で個人情報を取得・保有するもの等、上記以外のものについては、行政機関と同様の規律を適用する方向</p> <p style="text-align: right;">(中間整理)</p>	<p><b>【病院】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地独法：109個</li> <li>・地独法以外：808個＋診療所（3,157個） (出典：「医療施設動態調査（令和2年4月末概数）」（令和2年7月厚生労働省）)</li> </ul> <p><b>【大学】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地独法：75個</li> <li>・地独法以外：19個＋その他の研究機関 (出典：文部科学省調べ)</li> </ul>
<b>8.匿名加工情報/非識別加工情報に係る提案募集</b>	<p>・利用に関する提案募集を定期的に行うことが義務付けられている。</p> <p style="text-align: right;">(行個法44条の4)</p>	<p>・提案募集についての規定有り：7団体</p>

## Ⅲ. 住民の権利関係について

主な項目	国の制度	地方公共団体の現状
9.開示、訂正、利用停止の請求権	・自己を本人とする保有個人情報について、開示、訂正、利用停止の請求権を規定 (行個法12条・27条・36条)	・全地方公共団体の条例で開示、訂正の請求についての規定有り ・利用停止請求について規定無し：51団体
10.開示請求等に係る手続・要件等	・開示・訂正・利用停止の請求に係る手続、開示・不開示の要件、審査請求等について規定 (行個法4章)	・一般的に各団体が条例で定める情報公開制度と一体的に運用 例：不開示情報の要件，情報公開・個人情報保護審査会
11.苦情処理	・個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理について努力義務を規定 (行個法48条・51条の3)	・苦情処理についての規定無し：281団体

【「地方公共団体の現状」に係る出典(個別に明記したものを除く。)】

「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況(令和元年度)～」(令和2年3月 総務省)

「個人情報保護条例に係る実態調査結果」(令和2年5月 個人情報保護委員会事務局)